２　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第９号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
再生債務者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号　大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　森本　　宏
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年３月26日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１０号
大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号
再生債務者　谷　　絹子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号　大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　森本　　宏
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成22年３月26日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１１号
大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号
再生債務者　谷　　誠
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号　大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　森本　　宏
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成22年３月26日

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第４５号
大阪府高槻市大冠町３丁目５番14号
再生債務者　阿部　利一
主文　平成21年９月11日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月29日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第６号
大阪府藤井寺市大井２丁目488番地、商業登記簿上の本店所在地奈良県香芝市北今市１丁目105番地の１
再生債務者　株式会社昭栄製作所
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年５月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年６月２日から平成22年６月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第５２号
大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁224番地
再生債務者　日の本土木株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年３月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年５月28日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年４月28日
平成22年３月29日

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
長野県諏訪市諏訪２丁目９番25号
再生債務者　舞姫酒造株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月30日　長野地方裁判所諏訪支部

再生手続終結

平成２１年（再）第２号
札幌市中央区北３条西23丁目１番30号
再生債務者　山一建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成22年３月30日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３７号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地７リバーサイド壱番街５号棟503号室
再生債務者　田代　順一
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月19日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで

さいたま地方裁判所川越支部